

## 『苦情解決支援とあっせんに関する業務規程』に関する細則』の一部改正について

平成 25 年 2 月 27 日  
 (下線部変更)

新	旧
<p>第 1 条 }            )            第 10 条 }</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(大阪事務所の管轄区域)</u></p> <p><u>第 11 条</u> <u>業務規程別表 1 に定める大阪地区</u>  <u>に加えて大阪事務所が管轄する地区とし</u>  <u>て業務規程第 56 条第 2 項第 2 号に規定す</u>  <u>る地区は、業務規程別表 1 に定める北陸地</u>  <u>区及び中国地区とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、センターが別に定める日            から施行する。</p> <p>(注) 別に定める日は、平成 25 年 3 月 11            日。</p>	<p>第 1 条 }            )            第 10 条 }</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>

以 上